
成年後見制度 市町村長申立てマニュアル 本編

(福)神奈川県社会福祉協議会
かながわ成年後見推進センター

もくじ

第1章 申立ての実務

1 情報把握	(1) 関係機関からニーズを把握する P1 (2) 後見人に期待することを整理する P1 (3) 後見人ができないこと P2
2 本人調査	(1) 本人の状況について P3 (2) 本人情報シートについて P4 (3) 収支状況・資産の把握 P5 (4) 後見登記の有無を確認する P6 (5) 本人への説明 P6
3 親族調査	(1) 親族の存否と申立て意向の確認 P8 (2) 申立てについての意見 P8
4 申立て検討 ・決定	(1) 根拠法を確認する P13 (2) 本人申立て P13 (3) 候補者選定 P14
5 申立て	(1) 申立ての受付 P18 (2) 申立先 P19 (3) 神奈川県内における市町村長申立てに関する取扱い について P19 (4) 申立て時の面接について P20 (5) 申立て時に必要なもの P20 (6) 保佐・補助類型の代理権、同意・取消権 P22
6 審判と その後	(1) 鑑定から審判まで P24 (2) 審判確定以降 P25

Contents

市町村長申立てを検討する場合は、様々な関係機関から相談や依頼を受けて、情報を把握することが必要になります。関係機関からニーズを把握した後は、本人にとって成年後見制度を活用することが妥当なのか、本人のニーズと合っているか、適宜ケース会議を開催しながら調査・検討することが必要です。

ここでは、関係機関から把握した情報の事実確認をします。併せて、本人の生活状況や、判断能力の程度などを調査します。必要に応じて本人や本人の関係者等からも情報収集を行う必要があります。

親族に関わる情報を把握します。戸籍調査などに時間がかかり煩雑な事務もありますが、いたずらに調査に時間を要することがないように、必要に応じて対応します。

本人や親族に関わる状況を把握した後、再度申立ての必要性や根拠などを確認すると同時に、本人のニーズに合った成年後見人等候補者を検討します。

当該地域を管轄する横浜家庭裁判所各支部に申し立てる場合には、各支部で取扱いが異なります。各支部に直接お問い合わせください。保佐・補助の類型の場合の代理権や同意・取消権については、本人に必要性を十分説明した上で調査官面接に臨むようにします。

審判が確定した後は、必要に応じて申立て費用の求償等の事務を行います。また、成年後見人に対して引き継ぎを行い、今後の支援策等について、情報を共有しておくことが必要です。

第2章 成年後見制度とは

1 成年後見制度の創設	(1) 後見制度とは…………… P 27 (2) 制度改正の経緯…………… P 27 (3) 現在のながれ…………… P 28 ～地域共生社会の実現と権利擁護支援の推進～
2 法定後見制度と 任意後見制度	(1) 法定後見制度…………… P 29 (2) 任意後見制度…………… P 35
3 市町村長申立て	(1) 役割と責務…………… P 36 (2) 市町村長申立て件数…………… P 36 (3) 根拠法令…………… P 37

成年後見制度市町村長申立てマニュアル Q&A

I 成年後見制度の利用	Q 1～Q 15…………… P 42～49
II 申立人	Q 16～Q 24…………… P 50～53
III 親族との関係	Q 25～Q 32…………… P 54～57
IV 後見人候補者	Q 33～Q 35…………… P 58～60
V 申立てから選任まで	Q 36～Q 38…………… P 61
VI 後見業務	Q 39～Q 51…………… P 62～67
VII 任意後見制度	Q 52～Q 56…………… P 68～70

成年後見制度とは何か、制度創設の経緯から現在の状況についての概要を知っておきましょう。今後は今まで以上に本人の意思を尊重した、より使いやすい制度利用のために、市町村の役割が大きくなっています。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。法定後見制度は本人の判断能力により3つの類型に分かれており、代理権や同意権での違いがあります。また、後見人の職務や親族、個人後見以外の形態、監督機能、成年後見登記制度など法定後見制度にまつわる基本知識を確認しましょう。判断能力のある方が利用できる任意後見制度については3タイプ及び職務の根拠となる法律があります。

申立てできる親族がいない、高齢や遠方在住で申立てできないといった場合、市町村長申立てを検討します。現在その件数は増加傾向にあり、高齢化社会が急速に進む今後もさらにその件数が増えることが見込まれます。根拠法令を知り適時に市町村長申立てがなされることが期待されます。

本マニュアルでは特段の表記がない限り、法定後見を前提として記述しています。
「後見人」としているものに特段の表記がない限り、「保佐人・補助人」を含みます。
「本人」についても、特段の表記がない限り「被後見人・被保佐人・被補助人」を含みます。

第1章 申立ての実務

1 情報把握

(1) 関係機関からニーズを把握する

市町村長申立てが必要なケースについては、地域包括支援センターの他、様々な関係機関から相談や依頼を受けて、情報を把握することになります。

高齢者担当には、主に虐待事例や地域から孤立した認知症高齢者の事例等があり、障害者担当には虐待事例、親なき後の知的・精神障害のある方に関する相談がよせられる事が多いでしょう。

市町村の中には、後見ニーズを把握するために、「成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱」を制定し、関係機関等からの要請を受け付けるしくみを整備している市もあります。要綱等や申請の書式があることで、関係機関のニーズ等が把握しやすくなります。

(2) 後見人に期待することを整理する

関係機関等から申立ての要請があった場合、まず、なぜ成年後見制度利用が必要とされているのか状況を聞き取り整理します。その上で、後見人の選任によって本人のニーズが満たされるのかを評価します。

後見人に期待することが整理されていると、候補者に依頼する際にスムーズになるメリットがあります。

1	本人の生活上・財産上の課題は何か
2	成年後見制度を利用することで何が解決するのか
3	成年後見制度以外の解決方法として考えられること
4	成年後見制度以外に必要な支援は？
5	緊急性の有無⇒やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

後見人が必要とされる例

- 判断能力が低下した本人の預貯金通帳の管理・解約が必要な場合
- 介護保険によるサービス利用や入所の際の契約に支援が必要な場合
- 判断能力の低下につけこんだ契約による経済的被害がある場合
- 親族等から経済的な虐待を受けていて、福祉サービスが利用できない場合
- 判断能力が不十分な本人の相続手続きが必要な場合

第1章 申立ての実務

(3) 後見人ができないこと

後見人は以下のことはできません。

×結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為

×医療行為に関する同意(手術等生命・身体に危険を及ぼす可能性のある医療行為など)

さらに、以下の内容は後見人の職務の範囲外です。

×施設や賃貸アパート等契約時の保証人や入院時の身元引受人

×実際の介護を行う事実行為

支援者や関係者の間で、後見人の職務の誤解があると、後のち後見人とのトラブルになりかねません。支援者・関係者には正確な知識と共通認識が必要です。

後見人と保証人

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続行為の代理と同じく、後見人は本人の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると後見人と本人の利害が対立してしまうからです。

後見人に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人は、施設や病院へ後見人の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

◇必要に応じて検討する緊急的な措置◇

やむを得ない事由による措置

相談を受けたケースで虐待などの緊急な対応が必要な場合は、各法で定める「やむを得ない事由による措置」により入所施設等へ措置入所させることで生命や身体の保護を図る必要があります。

☐老人福祉法第10条の4第1項、第11条

☐高齢者虐待防止法第9条第1項2

☐知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項第2号

☐障害者虐待防止法第9条第2項

審判前の保全処分の検討

後見等が開始するまでには、申立ての準備期間、申立てから審理、審判後2週間の抗告期間を経て確定となる必要があります。相当の時間がかかります。その間に財産上の被害に遭うことを防ぐ必要がある場合には、後見等開始の審判申立てと同時に、審判前の保全処分の申立てを検討する必要がある場合もあります。

2 本人調査

(1) 本人の状況について

① 本人の生活状況

項目	
世帯構成	住民票（マイナンバーの記載が無いもの）
親族の有無	戸籍謄本及び附票
福祉サービス等	障害者手帳有無とサービス利用状況、介護保険サービス利用状況
経済状況	生活保護の受給有無、国民年金受給状況、国民健康保険納付状況、公共料金等の支払い状況
医療に関する情報	疾病・傷病、既往歴、現在受診している医療機関、受診や服薬の状況等
近隣関係等	本人と関係のある第三者等の有無

必要に応じて、福祉サービス事業所や近隣の支援者等からも、本人の状況について情報収集しましょう。

② 事理弁識能力と類型 ～医師の診断を基にする～

法定後見は、本人の事理弁識能力(有効に意思表示をする能力のことをいい、具体的には自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力のこと。)の程度によって3類型に分類されますが、どのような類型になるかについては家庭裁判所が決定することになっています。この家庭裁判所の判断の基となるものが、医師の診断書です。判断能力の状態を見ることから精神科の医師による診断書が望ましいですが、診断書を作成する医師の資格等による限定はありません。

- ☐ 本人が日頃1人で医療機関を受診している場合は、日常の状況について詳しく医師に伝わっていない場合がありますので、福祉支援者等から本人情報シートを提供してもらい、医師の診断の参考にしていただきましょう。
- ☐ 申立ての際の診断とは別に、申立て後に精神鑑定を求められる場合もあります。医師には申立て時の診断書作成と併せて、鑑定が必要な際には協力をしてもらえるかどうか、「鑑定書についての照会書」にも記載してもらうようにします。
- ☐ 診断書は3ヶ月以内のものが求められます。しかしそれを過ぎたからといって、無効でないとされる場合も多くあります。6ヶ月位のものであれば、(再提出の場合も想定した上で)提出してみてもよいでしょう。
- ☐ 診断書にかかる経費は原則本人の負担となります。しかし、市町村によっては利用支援事業の対象としているところもあるので、確認しましょう。
- ☐ 生活保護受給者の場合には、生活保護法第28条の規定により、検診命令での受診と診断書の作成・費用の支払いが可能な場合があります。

参考：最高裁判所事務総局家庭局
 成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html

第1章 申立ての実務

(2) 本人情報シートについて

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画(以下、基本計画という。)が閣議決定されました。基本計画においては、政府は、医師が診断書等を作成するに当たって、福祉関係者が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることが出来るための検討を進めてきました。

この基本計画を踏まえ、最高裁判所においては医師が家庭的・社会的状況等に関する情報も踏まえて、行った医学的判断をより的確にするため、従前の診断書の書式を改定するとともに、福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師にこれを伝えるためのツールとして、新たに「本人情報シート」の書式を作成しました。

本人情報シートは、本人の身近なところで、職務上の立場から支援されている方によって作成されることが望ましいとされ、具体的には、ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)として本人の支援に関わっている方(介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等)によって作成されることが想定されます。なお、親族や本人が作成することは想定していません。

「本人情報シート」は、医師の診断のための補助資料として活用するほか、

- ① 申立て前の成年後見制度の利用の適否に関する検討資料として
- ② 家庭裁判所における後見人の選任のための検討資料として
- ③ 従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料として

これらの場面で活用することが考えられます。

(3) 収支状況・資産の把握

収支状況や資産に関わる書類は、いずれ申立てを行う際に財産目録の裏付け資料として必要になるので、必要部分をコピーしておきます。本人が書類等を把握できていない場合、自宅等を訪問し、通帳・賃貸借契約書・請求書・督促状等の資料収集が必要ですし、第三者が管理している場合はその方に情報提供を依頼します。また、直近で配偶者や近親者が死亡していると、相続が発生している場合があるので可能な範囲で確認するとよいでしょう。なお、申立て時の財産目録は、わかる範囲でよいとされています。特に緊急性を要する場合は、資産の把握にいたずらに時間をかけることなく、申立てを優先させるようにしましょう。

下記には、参考までに、資産等の把握の方法を記載しています。

土地・建物	☐ 不動産登記簿謄本（登記事項証明書）※登記済権利書は不可 ① 法務局へ登記簿謄本発行依頼を行います(成年後見制度市町村長申立てマニュアル資料集(以下、資料集という) P53)。登記簿謄本では、まず名義人を確認します。また、抵当権設定の有無を確認することにより負債の有無がわかります。 ② 本人の記憶が曖昧で、「〇〇町に土地を持っている」などの不確定な情報があれば、当該自治体税務課あてに「名寄せ帳の写し」の発行を依頼することで所有が判明することもあります。
預貯金	☐ 通帳のコピー ☐ 証書のコピー 通帳は「表紙」、支店名等の記入のある「中表紙」、「記帳されている全頁」のコピーが必要です。金融機関の通帳を紛失している場合は、本人同行のうえ金融機関窓口に出向けば、再発行の手続きが可能な場合があります。
株式等	☐ 取引残高証明書 ☐ 証券のコピーなど 本人が窓口に出向くことで保有資産を教えてくれる場合もあります。株、投資信託の保有の可能性がある場合は、可能な限り調べましょう。後になって、後見人への報酬の目処が立つことにもなります。
生命保険等	☐ 保険証書のコピーなど 自宅に保険証書があれば、内容の確認を行います。本人の意思が確認できるのであれば、本人に同行し窓口で契約内容や借入金について確認できる場合もあるでしょう。また、通帳に保険会社からの定期的な引き落としがあれば保険料を支払っていることが推測されます。現在、または過去に生活保護費受給歴があれば、保護開始時の調査で生命保険の加入歴が確認できます。部署を越えて協力を仰ぎます。
負債	☐ 借金の残高や返済期間等が分かる資料のコピー 借用書や、税金の督促状などがあれば負債金額が確認できます。消費者金融などに多額の負債がある場合は、整理や破産が必要な場合もあります。最終的には、就任した後見人等が再調査しますので、全てを明らかにしなくても申立てが可能です。
収入	☐ 年金通知書のコピー ☐ 給与証明書 ☐ 不動産賃貸契約書のコピーなど
支出	☐ 水光熱費・NHK受信料・電話料金 ☐ 施設利用料 ☐ 入院費等の領収書のコピー ☐ 固定資産税等の通知書等のコピー ☐ 健康保険料 ☐ 介護保険料 ☐ 家賃・地代の領収書のコピーなど

第1章 申立ての実務

（４）後見登記の有無を確認する

これまでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するために、法務局から、本人の「登記されていないことの証明書」を取得します。

【郵送による請求方法】

- ①登記されていないことの証明申請書に必要事項を記載。
- ②申請書内に、「公用申請」である旨、記載する。（資料集P52）
- ③返信用封筒（返信先を記載し、切手貼付）を同封のうえ、郵送で、下記あてに送付する。
東京法務局 民事行政部 後見登録課
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
代表番号 03-5213-1234 直通番号 03-5213-1360

※ なお横浜地方法務局（本局）の窓口でも取得ができます。
月～金（午前9時～午後4時30分）/土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

○証明書の有効期限は概ね3ヶ月です。

○手数料は国、または地方公共団体が請求する場合、登記手数料令第18条により免除となります。

○任意後見の登記がされている場合には、本人の自己決定の尊重の理念から任意後見が優先します。
速やかに任意後見候補者に連絡し、任意後見監督人の選任手続きを行うよう依頼しましょう。

（５）本人への説明

成年後見制度は、本人の権利や財産を守ることができる制度ですが、一方で権利を制限する側面を持っています。

そのため本人の権利擁護の観点から、原則として後見人の役割やその必要性、あるいは制度利用にかかる費用等について本人に説明する必要があります。

また、保佐や補助類型の方は、代理権、同意・取消権の設定の際に本人同意が必要となりますので、本人自身がある程度制度を理解し、制度利用に納得していただくことが必要です。

詳しくは、次ページのコラムをご参照ください。

本人の意思を尊重した成年後見制度

本人の同意

保佐、補助類型での申立ての場合、申立てや代理権の内容について本人が同意していることが前提です。そのため、あらかじめ本人に十分に説明し理解しておいてもらう必要があります。

- 申立てに当たって、本人の同意が必要…………… 補助類型
- 代理権を付与する場合に、本人の同意が必要…………… 保佐類型・補助類型
- 同意・取消権を付与する場合に、本人の同意が必要…………… 保佐類型(特定行為外)・補助類型

	申立て	同意・取消権付与	代理権付与
後見類型	不要	不要	不要
保佐類型	不要	(特定行為以外は) 要	要
補助類型	要	要	要

権利制限に関する規定の見直し

これまで「欠格条項」とされていた、後見制度又は保佐制度の利用により、一定の資格や職業を失ったり、営業許可等が取得できなくなったりするなどの権利制限に関する規定について見直しが行われました。

令和元年6月に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、上記の権利制限に関する規定の大部分が削除され、今後は、各資格・職種・営業許可等に必要能力の有無を個別に審査し、判断されることになります。なお、法律の施行日は、資格や職業等によって異なります。

- (1) 公務員等：国家公務員法、自衛隊法等 ⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。
※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。
- (2) 士業等：弁護士法、医師法等 ⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。
- (3) 法人役員等：医療法（医療法人）、信用金庫法（信用金庫）等 ⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。
- (4) 営業許可等：貸金業法（貸金業の登録）、建設業法（建設業の許可）等 ⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。
- (5) 法人営業許可等：上記（4）と同様

3 親族調査

親族調査は、戸籍調査から得られた情報を基に、申立てを行おうという意思のある親族の有無を調べるのが目的ですが、申立て時には、推定相続人の「親族の意見書」を添付する必要があるため、実務としては意向確認と併せて「申立てについての意見」をとる場合が多いようです。

市町村長申立ての場合、親族調査は「2親等以内の親族の有無を確認すること」（厚生労働省通知：令和3年11月26日付（資料集P63～P73））とされています。

しかし、実際には家庭裁判所では申立て時には推定相続人の「親族の意見書」を求めていますので、3親等以上に推定相続人が存在する場合は、調査・意向確認が必要です。なお、親族と電話でやりとりをした日付や内容は、必ずケース記録に残すようにしましょう。

（1）親族の存否と申立て意向の確認

□2親等以内の親族の存否と、存在する場合の現住所を調査する

- ・推定相続人は、現在の戸籍だけでは確定できないため、本人の戸籍を出生まで遡って調査します。
- ・必要な改製原戸籍や除籍謄本と現在の戸籍の附票（推定相続人の現在の住所を知る）を取り寄せます。

□2親等以内の親族がいる場合、本人についての法定後見申立て意向を確認する

- ・親族関係や住所が把握できたら、まず電話等により連絡をとります。
- ・制度をご存じない場合が多いので、制度の概要説明から始めるとよいでしょう。
- ・申立て手続き諾否に関する文書回答を依頼し、申立て手続きを拒む場合は市町村長が申し立てる旨を説明します。
- ・過去の経過から明らかに関与を拒否している者については、その経過から、意向が推測される部分もありますので、その場合は意向調査が不要と判断される場合もあるでしょう。

（2）申立てについての意見

□（推定相続人が存在する場合）申立てについての意見を求める。

- ・「親族の意見書」は、配達証明をつけて送付することで、配達したことを証明することができます。
- ・「親族の意見書」の返送期日（2週間後くらいをめどに）を明記した上で送付することで、返送期限を過ぎても連絡がない場合には、その旨上申書に記載し、申し立てることができます。
- ・健康状態がすぐれないため「親族の意見書」を書けない、送った「親族の意見書」の返送がないなど、提出が難しい場合は提出を求める必要はありません。
- ・「親族の意見書」がとれない状況があるときには、申立事情説明書の「本人の推定相続人について」の該当箇所に記載をしたうえで、さらに詳細の情報がある場合は上申書を提出します（資料集P27、P59）。

申立権のある親族、推定相続人を探す方法

1 本人の戸籍謄本を取り、配偶者・子の有無を確認する

- ・本籍地が分からない場合、住民票を取り寄せ、本籍地を確認する。
- ・公用請求により、本人の戸籍謄本を取得し、配偶者、子の有無を確認する(資料集P54)。
- ・配偶者は生存していれば必ず同一戸籍に記載されている。また必ず法定相続人となる。
- ・戸籍上、配偶者が存在している場合は、戸籍の附票から連絡先を確認する。

2 子の有無を確認する

- ① 現時点の戸籍謄本に記載されている子については、生存しており、現在結婚をしていない子である。
- ② 現時点の戸籍謄本から除籍されている子については、調査が必要である。
 - ・結婚している場合
結婚により作成された戸籍によって、子の生存の有無を調べ、死亡していればその子（本人の孫）の存在を確認する。
 - ・死亡している場合
当該戸籍に死亡した子の子（本人の孫）がいるか調査する（死亡した子の出生時までの戸籍を遡る）。生存していれば本人の孫が推定相続人となる。
- ③ 子の有無については、本人の出生時の戸籍まで遡って調べる。
 - ・現時点の戸籍謄本の1つ前の戸籍を調べる。
改製原戸籍（役所の都合で改正される。コンピューターによるデータ化など）戸籍（親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成した場合）
除籍（転籍をした場合、親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成したところ、元の戸籍に誰も存在しなくなってしまった場合など）
 - ・さらに過去の戸籍があるようであれば、順次遡って戸籍を取り寄せる。
 - ・仮に過去の戸籍から子の存在が判明した場合は、その子が生存しているかどうか、死亡していれば子の子の生存を調べる。
- ④ 子あるいは子の子が1人でも存在していれば、子または子の子が相続人になるため、本人の親や祖父母、兄弟姉妹を調べる必要はない。

3 子が1人もいない場合、父母、祖父母を確認する

- ・本人の戸籍を調べ、父母、祖父母が生存しているか否かを確認する。

4 父母、祖父母もいない場合、兄弟姉妹を確認する

- ・ 本人の父母の12歳の戸籍まで遡り、父母に本人以外の子がいるか否かを確認する。
- ・ 本人の兄弟姉妹が既に死亡している場合、さらにその子（甥・姪）がいるか確認する。

親族調査の工夫

親族の調査には、時間を要する場合があります。古い戸籍の読み方などに苦労することも多いでしょう。

○戸籍謄本等の取り寄せは、依頼先の自治体戸籍課へ直接電話をし、相談することも可能ですし、自身の所属自治体の戸籍担当に戸籍謄本の効率的な請求方法を尋ねることも有効です。

○戸籍謄本等関係書類の依頼書の特記事項として「対象者の親族を至急探しています。該当する方の戸籍謄本がありましたら、ご連絡いただけると幸いです」と記入し、確認を依頼すれば、把握できていない親族の戸籍が発見される場合もありますので、工夫してみましょう（資料集P54）。

○親族への電話による確認を行う際は、対象者との関係だけではなく、他のきょうだい等親戚の連絡先や交流状況も尋ねます。さらに、お墓についての情報も併せて聞いてみましょう。

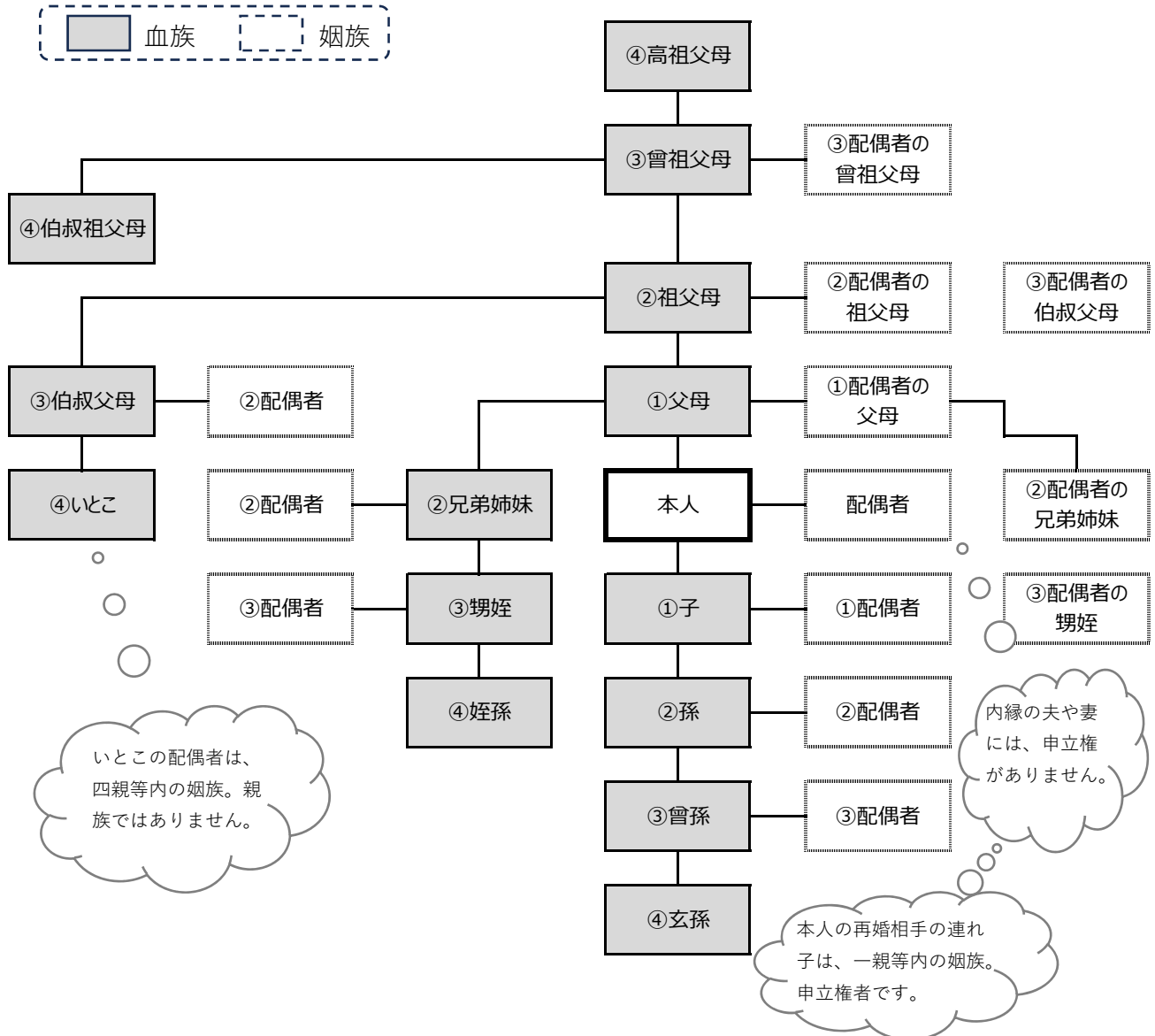
○親族調査時は、本人がどのように生活してきたのか、家族関係はどうだったのかという“本人の歴史”を知り得る機会となります。本人のこれまでの人生を知ることは、就任した後見人が後見活動を行う際にも役立つものになりますので、可能な範囲で情報を集めることが望ましいでしょう。

四親等内の親族とは

第1章 申立ての実務

親族とは配偶者、六親等内の血族および三親等内の姻族を指します。(民725)

そのため、四親等内の親族とは、次のとおりになります。



申立権者一覧

後見	(民7)	本人、配偶者、四親等内の親族 未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人 補助人、補助監督人、検察官	(老福32、精神51の11の2、障28) 市町村長
保佐	(民11)	本人、配偶者、四親等内の親族 後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官	(特別区の区長を含む) (任意後見10②)
補助	(民15)	本人、配偶者、四親等内の親族 後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官	任意後見契約が登記されているときは、任意 後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

第1章 申立ての実務

戸籍に関する用語集

「戸籍」と「住民票」

「戸籍」は、家族・親族関係や身分変動を記載したのですが、「住民票」とは、住民基本台帳法に基づいて各市町村長が作成しているものです。「住民票」は住民の居住関係を記録するものであり、原則として、実際に居住していない場合は作成することができません。

本人の住民登録地は把握しているが、本籍地が不明な場合は、「住民票」の「全部事項証明書」が発行されれば、本籍地の記載があり、確認することができます。

戸籍の附票

戸籍とは別に、住所の変遷が記載されている帳簿があります。これを戸籍の附票といいます。附票を取得することで、現在の住民登録地が判明します。この住所をもとに電話番号案内（104番）に問い合わせ、親族の連絡先を確認しましょう。

戸籍の改製

戸籍は、明治以降これまでに、法律の改正やコンピューターによるデータ化によって、何度か形を変え作り直されています。これを「改製」といいます。そして、改製される前の戸籍のことを「改製原戸籍」といいます。基本的には戸籍の記載事項をそのまま移しているため、形は変わっていても、記載されている身分の変遷に関する事項に変わりはありません。ところが、改製の際に前の戸籍に記載されている事項で移し替えられない事項も存在します。

戸籍をさかのぼるときに「戸籍の改製」の記載があった場合は、改製前の「改製原戸籍」を取得するようにしてください。

除籍

除籍という言葉の意味は大きく2つに分けることができます。

1つめは、ある戸籍に記載されている構成員のひとりが婚姻や死亡によって戸籍から除かれることをいいます。また、もう1つは、ある戸籍に記載されている人全員が婚姻や死亡によって戸籍から除かれ、結果としてその戸籍に誰もいなくなったため、戸籍簿から除籍簿に移し替えられた戸籍をいいます。そして、この除籍された戸籍全部の写しを除籍謄本といいます。

戸籍の再製

戦争や自然災害などにより、戸籍がなくなってしまった場合は戸籍を再製します。また、昔は文書で保管されていたため、戸籍が滅失してしまう恐れがある場合には、新しい用紙に差し替えます。このように作り直すことを「戸籍の再製」といいます。

しかし、戦時中、東京大空襲などで戸籍が消滅していることもあり、それ以上の戸籍をたどることができない場合もあります。その場合は、廃棄証明書を出してもらいます。

「謄本」と「抄本」

「謄本」とは、記載されている内容全部の写しをいい、「抄本」は、記載事項の一部を抜き出して作成した写しのことをいいます。「謄本」＝「全部事項証明書」、「抄本」＝「一部事項証明書」という場合もあります。

「戸主」と「筆頭者」

「戸主」とは、戦前の民法旧規定における家族制度の概念で、「家」の統率者を指し、改製原戸籍を取り寄せると、「戸主」と書かれている場合があります。

現在では、昭和22年の憲法改正に基づき民法も大幅に改定されたことにより、家制度が廃止され親子三代を1つの戸籍に記載することが禁じられました。（戸籍法第6条）

「筆頭者」とは、戸籍の始めに記載される方を指しています。なお、筆頭者が死亡しても、他に記載されている方がいれば、戸籍が変わることはありませんし、筆頭者を変える必要はありません。

4 申立て検討・決定

(1) 根拠法を確認する

本人が認知症高齢者、知的障害者、精神障害者であること

- ① 認知症高齢者(老人福祉法第32条)
- ② 知的障害者(知的障害者福祉法第28条)
- ③ 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2)

※①老人福祉法第5条の4では、65歳以上の者(65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。)とされています。

※②③に関しては、各障害者手帳の所持が市町村長申立て対象者の必須要件ではありません。一方で、知的障害が疑われ、18歳を超えているが手帳を所持していない場合は、福祉サービスの利用を進めるため、手帳の取得可否の検討を行うことが必要となるでしょう。

審判請求をする者がいないこと

- ① 配偶者、4親等内の親族がいない(親族調査は、2親等まででよいとされている)。
- ② 申立権のある親族がいても、非協力的である。
- ③ 虐待やこれまでの経過で、親族による申立てが適当でないと判断される。

重複している場合の対応

障害者手帳を所持する高齢者の場合、どちらの所管課が申立ての対応を行うか、迷う場合もあるでしょう。実際には、① 65歳以上の高齢者の場合は手帳保持者であっても高齢担当が対応する、② 関わりの度合いによって、その都度協議の場を持つなど、あらかじめルール化している市町村もあります。

(2) 本人申立て

本人による申立ても制度上は可能です。この場合、本人が後見制度を利用することに同意し、申立てができる能力がある(と、家庭裁判所にみなされる)ことが前提となりますので、後見類型の場合の本人申立ては極めて限定的と考えられます。

また、本人申立てができる場合は、本人の判断能力を考慮した上で、担当者が書類作成の支援をしたり、適切な支援者を紹介したりすることが必要です。

一方、利用支援事業の利用が必要なケースの場合で、当該市町村の補助の対象が市町村長申立てに限定されている場合は、本人申立てにすると対象にならないので、その点に注意が必要です。

第1章 申立ての実務

(3) 候補者選定

市町村長の申立ての場合は、親族による後見人は期待できないため、第三者が後見人になることが殆どです。

後見人の選任は家庭裁判所の職務であり、基本的には申立てには後見人の候補者を探して推薦する義務はありませんが、実務上申立て時に候補者の有無を尋ねられる場合が多くあります。後見人については、最終的に家庭裁判所が職権で決めて選任することになりますが、候補者をあらかじめ記載しておけば考慮してもらえる場合があります。

本人の事情を知る申立人（この場合、市町村長）の方で適切と思える方を推薦した方がよい場合が多いこと、候補者がいないと審判の確定までに長時間を費やす場合があることから、申立て時にできる限り候補者を家庭裁判所に推薦することが望まれます。

なお、適切な候補者がいない場合には、「裁判所において適切な候補者を選任して欲しい」旨、記載しておけば、家庭裁判所が職権で後見人の候補者を探すことになります。

～「神奈川県成年後見人等候補者調整会議」の活用～

神奈川県では令和4年度より「神奈川県成年後見人等候補者調整会議」を実施しています。成年後見制度利用促進の流れで言われている「本人にとってメリットがある後見人の選任」という視点で、申立てケースを多角的な視点で適切と思われる候補者について協議していきます。どのような方が後見人になることがふさわしいのか、どのような選任形態が望ましいのか等本人の権利擁護の視点を大切に候補者調整をしていきますので、ぜひご活用ください。

なお、各市町村で設置している中核機関でも候補者調整について依頼できる場合があります。中核機関は、地域共生社会の実現に向けて、本人や関係機関等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う機関です（各市町村の中核機関の設置状況は当会ホームページを参照ください）。

～多様な後見の形～

- ・財産管理は法律専門職が、身上保護は福祉専門職が担当する分掌のある複数受任
- ・専門職、社会福祉協議会などが監督人となり、親族や市民後見人が受任
- ・開始当初に法律専門職が就任し、法的な課題が整理された後に、身上保護を中心とする福祉専門職や親族に変わる、バトンタッチ方式
- ・法人後見で市町村社会福祉協議会が受任後、市町村で養成した市民後見人に変わるリレー方式

後見活動を行っている専門職

各専門職は法律上の業務・権限、実務の業務形態、監督機関と監督内容、資格取得試験の内容、研修・養成課程を異にする上、それぞれ特徴があるので、事案に応じて選択をする必要があります。

専門職後見人等の団体の問い合わせ先は、次のとおりです。

	後見相談	後見人 推薦依頼	特徴・候補者推薦にかかる期間	パンフレット類
弁護士	成年後見センターみまもり 神奈川県弁護士会 ☎045-211-7720 弁護士による20分間の無料電話相談の実施。他に横浜駅西口・横浜駅東口・関内・川崎・相模原・小田原・横須賀・海老名などで有料法律相談実施。	☎045-211-7720 ※書面にて依頼	緊急性があり、遺産争いなど親族間でのトラブルを抱えている場合、管理財産額が高額かつ財産管理が中心となる場合、虐待など複雑で困難な法律紛争が絡む場合に適しています。 推薦にかかる期間:1~2週間 訪問頻度:月1回程度 ※推薦依頼の詳細は、推薦依頼窓口までお問い合わせください。	成年後見センターみまもりパンフレット
社会福祉士	ばあとなあ神奈川 (公社)神奈川県社会福祉士会 ☎045-314-5500 無料相談:後見活動を行っている社会福祉士による無料の相談窓口を開設。 電話相談:火・木 14~17時 面接相談:火・木 13~14時※要予約 その他出張相談(交通費実費の負担あり)も実施。	☎045-314-0007 ※ホームページに掲載されている候補者推薦依頼入力フォームにより依頼	社会福祉分野の専門性を活かし、主に心身に障害のある方やさまざまな理由で生活上の課題を抱えている方の財産管理や契約等の代理を行いながらその人らしく生活を送れるよう支援にあたっています。身上保護を中心に考えている場合に適しています。 推薦にかかる期間:概ね2~3週間(時期により変動があります。地域別の推薦に要する期間をホームページでご案内しています。) 訪問頻度:原則月1回。状況に応じ調整。	ばあとなあ神奈川パンフレット
司法書士	(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部 略称:リーガルサポートかながわ ☎045-663-9180 後見活動を行っている司法書士による無料の相談窓口を開設。 電話相談:月・金曜 15~17時 水曜 10~12時 面接相談:水曜 15~17時※要予約 (予約電話番号 045-640-4345)	☎045-640-4345 月~金曜 10~16時 ※HPから依頼書をダウンロードし、必要事項を記載の上FAX送信	司法書士は重要な財産の保全や民事紛争の解決など皆様の権利を守る法律家です。不動産の管理や売買が必要な方、遺産分割などの相続手続が必要な方、預金口座が多い、逆に資産内容が不明で調査が必要な方など財産管理が複雑な方、収支の見直しや債務整理が必要な方などの案件に適しています。 推薦にかかる期間:概ね2週間程度 訪問頻度:月1回が基本。候補者と調整の上、週1回訪問が可能な場合もあり。	リーガルサポートかながわパンフレット
行政書士	(公社)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部 愛称:かなさぽ ☎045-222-8628 後見活動を行っている行政書士による無料の相談窓口を開設。 電話相談:月~金曜 13~16時	☎045-222-8628 月~金曜 13~16時 ※書面または電話にて依頼	行政書士は、行政手続きや権利義務等に関する専門家です。医療・福祉や経済的支援に関する行政手続きだけでなく、遺産分割や賃貸借の契約等、幅広く身上保護や財産管理を必要とする事案に適しています。 推薦にかかる期間:概ね2週間程度 訪問頻度:月1回が基本。候補者と調整の上、週1回訪問が可能な場合もあり。	コスモス成年後見サポートセンターパンフレット 行政書士会パンフレット
税理士	東京地方税理士会 成年後見支援センター ☎045-315-2070 (面接相談・電話相談)後見活動を行っている税理士による無料の相談窓口を開設。 第1~第4水曜 10時~12時、13時~16時 (受付は10時~11時30分、13時~15時30分)	☎045-243-0511 月~金曜 9~17時 ※書面または電話にて依頼	税理士は事業を営む方々の税や経営に関することや個人の方々の資産管理に関することをお手伝いしています。その豊富な経験を生かし本人の貴重な財産の保全と適切な管理を行います。特に相続を始め税金関連の場合に適しています。 推薦までの期間:概ね2~3週間程度 訪問頻度:月1回程度	成年後見支援センターパンフレット

第1章 申立ての実務

審判前の保全処分

審判が確定するまでの間に財産上の被害に遭うことを防ぐ必要がある場合には、後見等開始の審判申立てと同時に、審判前の保全処分の申立てを検討します。

最近、家庭裁判所でも、緊急性のあるケースについて、後見開始の審判を短時間で決定する等の配慮がされる場合もあります。保全処分の申立ては(家庭裁判所から勧められる場合もありますが)、必ず家庭裁判所に事前に相談をしましょう。

保全処分の内容

保全処分は、以下のような例があります。

- ①財産管理者を選任
- ②事件の関係者に対し本人の財産の管理もしくは監護に関する事項の指示
- ③後見・保佐・補助の命令

保全処分の要件

保全処分が認められるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ①後見開始の申立てと同時に、またはその審判が効力を生じる前までの間に行われること
(家事事件手続法126条第1項)
- ②保全処分を求める事由を申立人が疎明すること(家事事件手続法第106条第1項第2項)

なお、「保全処分を求める事由」とは、審判認容の蓋然性及び保全の必要性をいうものと解されています。

保全処分の事例

Aは高齢の女性で認知症。在宅で一人暮らしです。
長男Bが、Aの所有する土地家屋の権利証と実印を勝手に持ち出し、売却を企てていることが判明しました。さらにAの年金を搾取し、身体的な虐待をしていることが確認されました。

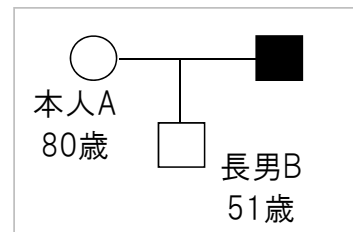
行政担当者等の虐待対応チームは、AをBから保護するための対応を検討しました。

Aをショートステイ等の利用につなげようと働きかけを行っていたところ、突然、Aが自宅で脳梗塞で倒れ、緊急入院してしまいました。
この場合、Aを保護するために、Bによる金銭搾取を防止することと、Aの預金から入院費の支払いをする必要があります。

そのため、行政の担当者としては、早急にAに適切な後見申立てを行うこととしました。しかし、審判確定までの審理期間や抗告期間にある程度時間がかかります。

そこで、後見開始の申立てと同時に、保全処分の申立てを行うことを検討し、家庭裁判所に相談しました。

家庭裁判所から、後見開始の申立てと、保全処分の申立てを併せて行うことが望ましいとの回答があり、後見開始の申立てと併せて、保全処分の申立てを行い、財産管理者が選任されました。財産管理者は、後見候補者でもある弁護士が選任されました。



事務管理

虐待等の緊急対応を必要とするケースにおいて、本人の身体、名誉または財産を急迫な被害から守るために事務を取り行うことを「事務管理」といいます。当然ながら、判断能力が不十分な方の支援は後見人が行うことが望ましいのですが、後見人による保護開始までの期間のやむを得ない支援策として、この事務管理によって金品を保管し、本人の財産を守ることがあります。

また、緊急的に本人の財産等を守るために行う事務(やむを得ず通帳や証書を保管すること)を、市町村長による後見申立て手続きに付随する事務と捉えることもできます。

一度開始した事務管理は、本人、相続人、法定代理人がその事務を引き継ぐまで継続する義務があることから、事務管理を始める際には、所属内で十分検討が必要です。

事務管理は、他に行うものがないときに、組織としての判断のもとに行うことが重要です。

民法

第697条（事務管理）

義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

- 2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

第698条（緊急事務管理）

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

第699条（管理者の通知義務）

管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知っているときは、この限りでない。

第700条（管理者による事務管理の継続）

管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときは、この限りでない。

第701条（委任の規定の準用）

第645条から第647条までの規定は、事務管理について準用する。

第702条（管理者による費用の償還請求等）

管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

- 2 第650条第2項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。
- 3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前2項の規定を適用する。

第1章 申立ての実務

5 申立て

(1) 申立ての受付

後見・保佐・補助開始の申立ては、申立書類の提出(郵送もしくは持参)により受理されます。詳しい申立ての受付については各家庭裁判所にお尋ねください。

<横浜家庭裁判所への申立てについて(本庁・各支部共通)>

受理面接を実施する場合は、家庭裁判所より電話がありますが、事案により受理面接が省略される場合があります。

保佐・補助の場合は調査官面談が実施されるため別途、面談日時の調整があります。

連絡先	管轄区
横浜家庭裁判所 後見係 045 (345) 8001	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡(寒川町)
横浜家庭裁判所 川崎支部 後見係 044 (222) 1671	川崎市
横浜家庭裁判所 相模原支部 後見係 042 (716) 0181	相模原市、座間市
横浜家庭裁判所 横須賀支部 後見係 046 (812) 4304	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡(葉山町)
横浜家庭裁判所 小田原支部 後見係 0465 (22) 6946	小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡(中井/大井/松田/山北/開成)、足柄下郡(箱根/真鶴/湯河原)、平塚市、中郡(大磯/二宮)、厚木市、伊勢原市、愛甲郡(愛川/清川)

(2) 申立先

申立ては原則、本人の住所地(住民登録をしている場所)を管轄する家庭裁判所に行いますが、市町村長申立ての対象となる方の住所地と実際の居住地が異なる場合、実情としては、本人のことをよく把握している市町村が申立てを行っています。どちらの市町村が申立てを行うかの明確な規定はありません。基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法、介護保険法などの援護の実施機関となっている市町村が行うのがスムーズであると考えられます。本人を支援する関係者が複数の市町村にまたがる場合は、申立てを担当する市町村について確認が必要です。

(3) 神奈川県における市町村長申立てに関する取扱いについて(改訂版)
令和2年3月31日神奈川県通知(地福第2624号)

申立てを行う裁判所については本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることが定められていますが、どこの市町村が申し立てするのかという点については法令上の規定はありません。この点について実務上は、本人の状況(申立てが必要な状況)をよく把握している市町村であればよいと解されています。

神奈川県内における市町村長申立てに関する取扱いについては、迅速な対応を行うことで本人の権利擁護を図り、施設所在地への集中を防ぐ意味からも、原則として次のとおりとします。

対象者	申立てを行う市町村	例示
① 措置入所者	当該施設へ入所措置を行った市町村長が、取扱う。	A市措置→B市施設入所 この場合、B市を管轄する家裁に、A市長が申立て
② 介護保険制度による契約入所者(住所地特例対象施設を想定)	本人が加入する保険者たる市町村長が、取扱う。	A市から契約→B市施設入所(保険はA市のまま) この場合、B市を管轄する家裁に、A市長が申立て
③ 自立支援給付を受けている入所・入居者(居住地特例対象施設等を想定、運用上の取扱いの施設等も含む)	自立支援給付の援護の実施主体となる市町村長が取扱う。	A市→B市施設等入所(自立支援給付はA市のまま) この場合、B市を管轄する家裁に、A市長が申立て
④ その他	①～③にあてはまらない場合、本人の現在の生活の本拠(必ずしも住民登録地とは限らない)が所在する市町村長が、取扱う。 他都道府県との調整、長期入院者及び生活保護受給者の取扱いについては、本人の状況をよく把握しているか等個々の事情に応じて判断する。	

以上は原則であって、本人の状況をよく把握している市町村長が積極的に申し立てることを妨げるものではありません。施設所在地の市町村は、必要に応じて申立てへの協力を行うものとします。

なお、成年後見制度利用支援事業の報酬の助成については、原則として市町村長申立てをした市町村が行うものとします。ただし、介護保険及び自立支援給付のサービスを受けている者については、支給決定を行う市町村が報酬を助成するものとします。また、サービスを受けていない者は、高齢者については介護保険者である市町村、障害者については居住地の市町村とします。

厚生労働省では「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(障障発1126号1号 障精発1126号1号 老認発1126号2号 令和3年11月26日)において申立てを行う市町村についての考え方が整理がされています。(資料集P63～P73参照)

第1章 申立ての実務

（４）申立て時の面接について

① 本人

家庭裁判所の審判では、原則本人の意向を聞くことになっています。入院等で面接できない場合は別として、保佐や補助の場合は、本人意思の確認のためにも、必ず面接等があります。本人が家庭裁判所に出向くことが難しい場合には、調査官が出向いて本人や入院先から事情聴取が行われます。後見類型の場合は省略されることがあります。

なお、家庭裁判所調査官が出向いて調査を行う場合などのために、関係機関との調整（施設や病院の担当者への連絡や調査への同席依頼）の役割を市町村に依頼されることがあります。

② 申立者・候補者

申立ての受理面接は省略されることが多いですが、必要に応じて実施されることがあります。家庭裁判所の要請に応じて、申立人（担当者）・候補者は必ず出向くようにします。

面接に当たり、担当者は本人の状況を把握しておく必要があります。また、日常生活自立支援事業利用者や生活保護受給者等であれば、本人状況をよく把握している関係者に同席してもらうことも検討しましょう。

（５）申立て時に必要なもの

① 印紙・切手等（資料集P2）

持参するもの	内容
収入印紙（申立手数料）	① 後見開始・保佐開始・補助開始申立て : 800円の収入印紙 ② 保佐・補助の場合の代理権付与 : ① + 800円の収入印紙 ③ 保佐・補助の場合の代理・同意権付与 : ① + 1,600円の収入印紙
収入印紙（登記嘱託用）	2,600円分の収入印紙
郵便切手	後見開始：500円×4枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×6枚、10円×15枚 合計4,000円 保佐開始：500円×6枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×6枚、10円×15枚 合計5,000円 補助開始：500円×6枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×6枚、10円×15枚 合計5,000円

上記以外に、精神鑑定が必要と判断された場合は、鑑定費用がかかります。金額は、診断書附票に記入された金額、もしくは「（鑑定を）家庭裁判所に一任する」にチェックされている場合は5万円となります。

② 申立て書類

作成者	種類	書類名	記載内容
申立人	申立書等	申立書	①申立人と本人、後見人候補者の住所・氏名・生年月日・職業等を記入 ②申立ての理由を記入
		申立事情説明書	申立人、本人の生活場所、略歴、病歴、福祉に関する認定の有無、本人の日常生活・社会生活、申立ての事情、親族の意見、本人の推定相続人、支援機関、候補者を選んだ理由等
	財産目録等	財産目録・相続財産目録、収支予定表	預貯金・現金、投資信託・株式、生命保険、不動産（土地、建物等）、負債等、相続分を有する遺産、月額収支予定等
		親族の意見書	本人との続柄、申立て手続きに対する意見、後見人候補者の選任に関する意見等
		親族関係図	親族の関係図
後見人等候補者	候補者情報等	後見人等候補者事情説明書（個人用・法人用）	（個人用）連絡先、略歴、家族構成、健康状態、経済状況、本人との関係、今後の方針等 （法人用）経済、利害関係、法人の体制、身上保護の方針等
		各専門職団体の推薦書	各専門士職団体による推薦書の取得
医師	診断書等	診断書及び鑑定についての照会書	医学的診断、回復可能性、判断能力についての意見、判定の根拠、診断医の連絡先等
		療育手帳のコピー	※本人が知的障害者の場合のみ必須 精神障害者保健福祉手帳および介護保険被保険者証などがあれば提出
福祉支援者	本人情報シート	本人情報シート	医師が診断を行う際の補助資料であり家庭裁判所による審理の参考資料。内容について医師や家庭裁判所から問合せがある場合もあり
取り寄せる書類	市町村等の書類	本人の戸籍謄本	本人の本籍地の市町村役場。戸籍の全部事項証明書
		本人の住民票 ※マイナンバーの記載が無いもの	本人の住民登録地の市町村役場 （本人の戸籍附表でも可）
		後見人等候補者の住民票 ※マイナンバーの記載が無いもの	後見人等候補者に取得を依頼。後見人等候補者の住民登録地の市町村役場
		本人の登記されていないことの証明書	申請時、証明事項欄に「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックする

なお、書類が受理されると「後見関係事件受付カード」が交付されます。

以後、家庭裁判所への問い合わせは、そのカードに記載された事件番号で照会を行います。

（６）保佐・補助類型の代理権、同意・取消権

申立てを行う類型は、基本的には医師の診断書を基にします。

本人にとって、後見制度の利用がデメリットとなる面があるかどうか、制度利用の必要性和併せて再検討することが必要でしょう。

なお、必要性和本人の意向を確認した上で保佐類型で申し立てる場合で代理権が必要な場合には、代理権の付与を、補助類型で申し立てる場合には、代理権と同意権の付与を申し立てる必要があります。

代理権

本人に代わって、契約などの行為をする権限のことを言います。後見類型では財産に関するすべての法律行為について代理権がありますが、保佐・補助類型の場合は、本人の自己決定尊重の観点から、必要に応じて代理権の付与を申し立てる必要があります（本人の同意が必要です）。代理権の内容は、代理行為目録の中から、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為となります。

同意・取消権

同意権とは、保佐人・補助人が同意することにより法律的に効果が認められ、また、保佐人・補助人が同意を得ないで行った行為を取り消すことができる権限を言います。

保佐類型…民法第13条第1項（重要な財産行為）に規定される行為には予め同意権が与えられていますが、ここに掲げられていない法律行為についても必要に応じて申し立てることで付与されることがあります。

補助類型…特定の法律行為に関して、民法第13条第1項（重要な財産行為）の一部について、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為が対象となります。

補助申立ての場合の同意行為目録について

必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）にチェックをします。内容については、本人の同意を踏まえたうえで最終的に家庭裁判所が決めます。

例えば、高価な物を悪質業者から購入した場合、クレジット契約であればそれ自体は民法第13条第1項2号の借財に該当するので取消権の対象になりますが、クレジットではない売買契約となると、金額によっては民法第13条第1項3号の重要な財産の得喪に当たるかどうかあいまいになることがありますので、具体的に「〇万円以上の物品の購入」等の同意権を定めた方が明確になります。この金額設定については、家庭裁判所に状況を説明の上相談の方がよいでしょう。

◇◇保佐申立ての事例◇◇

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に10,000円札を出したか5,000円札を出したか、分からなくなること多くなりました。日常生活に支障が生じ、最近では、スーツを着た男性が複数名、自宅に出入りしている目撃情報が相次ぎ、自宅の中に、様々な家電製品や装飾品が増えている様子が見受けられました。そのため、成年後見制度の利用を進めていくことにしましたが、町が親族調査を行った結果、申立権のある親族は存在しないことがわかりました。

担当部署内で検討した結果、町長申立てを行うこととなり、主治医から成年後見制度用の診断書を取得しました。長谷川式スケールでは、比較的高い22点を示しましたが、診断書の類型は後見。そのため、後見類型で申立てを行いました。

その後、家庭裁判所で精神鑑定の指示があり、その結果、保佐類型とされ、趣旨変更を上申するよう連絡がありました。そこで担当者は、本人に必要な代理権について次の3点を想定し、検討しました。

- ① 預貯金等金融関係に関わる代理権
- ② 介護契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約

検討の結果、当面の問題は、①財産管理と②介護契約等に関わる代理権でしたが、将来的には、入所をすることも想定されるため、③施設入所契約の代理権についても付与を申し立てることにしました。

その後、調査官面接の中で、本人が③施設入所に関わる代理権について同意されず、結果的に①と②の代理権のみ付与されることとなりました。

申立てにかかった経費 60,000 円

収入印紙	5,000 円	(後見申立て 800 円、保佐申立て 800 円(*後見申立てを取り下げ、保佐申立てにしたため)、代理権付与 800 円、登記嘱託 2,600 円)
郵便切手	5,000 円	(*当初後見申立てのために 4,000 送付しているが、保佐申立て 5,000 円にするため不足している 1,000 円分を追加)
鑑定費用	50,000 円	

6 審判とその後

(1) 鑑定から審判まで

① 鑑定

後見・保佐の場合は、判断能力を判定するため、原則として医師による鑑定を行うことになっていますが、本人がいわゆる植物状態にあるなど明らかに事理弁識能力を欠く常況が確認できれば鑑定を省略できるとしています。また補助については、原則鑑定は不要です。

なお、実際に鑑定を行っているのは、全体の約5.5%で、鑑定期間は、1ヶ月以内の場合が54.7%を占めています(成年後見関係事件の概況:令和4年1月～12月・最高裁判所事務総局家庭局)。

後見	原則として鑑定が必要
保佐	
補助	原則として鑑定が不要



いわゆる植物状態など、明らかな事理弁識能力を欠く常況の場合は省略されることがあります。また療育手帳についても同様の扱いが行われることがあります。

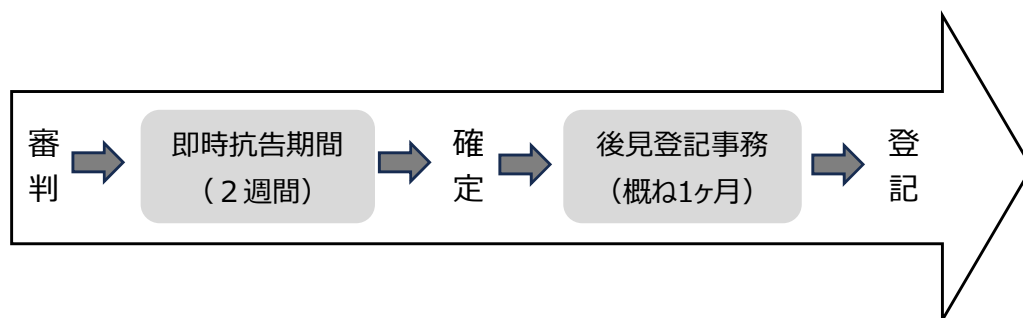
② 審理期間

審理期間(申立てから審判確定まで)は、2ヶ月以内が71.8%となっていますが、審判の期間には、鑑定や後見人等候補者の有無が影響すると考えられています。

③ 審判の確定まで

後見等開始の審判は、成年後見人等、本人、市町村長に対して通知されます(これを審判書といいます)。審判から2週間は、抗告期間が設けられています。この間、本人や4親等以内の親族など、申立権者が不服を申し立てることができます。

即時抗告がなく2週間が過ぎたときまたは即時抗告がなされても高等裁判所で認められなかった場合には審判が確定します(特別抗告を除く)。その後、家庭裁判所から東京法務局に登記の嘱託がなされ、登記ファイルに所定の事項が記録されます。



④ 即時抗告

市町村長申立ての場合、親族など（特に虐待をしている親族）から即時抗告を受ける場合があります。即時抗告に対しては高等裁判所による判断を待つ形になります。

一方で、市町村長申立てに対抗して親族が重複して申立てを行うケースもあります。その場合、市町村としては、客観性・公平性を担保しつつ、本人の福祉を図るために特に必要と認めたケースであることを踏まえて対応することが必要です。なお、即時抗告できる内容は、後見人をつけるかどうかの審判に対してであり、後見人を誰にするかの決定や代理権・同意権の付与に関しては抗告できません。

（２） 審判確定以降

① 手続き費用の負担

申立ての手続き費用の本人負担を希望する場合は、必ず申立書の「手続き費用の上申」に☑をします。さらに、手続き費用を本人の負担とする理由がある場合は上申書を提出します。その後、家庭裁判所が本人の負担を相当と認めた場合は本人の負担と決定します。具体的には「手続き費用は本人の負担とする」という審判後に、支出明細を記載した市町村長名の文書により、後見人に請求することが多いようです。

② 後見人との情報共有

後見人は就任すると約1ヶ月以内に財産の把握をし、家庭裁判所より指定のされた期日までに財産目録や後見事務計画書を提出する必要があります。したがって、この間に後見人は、支援方針を立てるために、本人の財産状況や生活状況等の情報を集めることになります。この間、ケースによっては、後見人と連絡を取り合って役割分担や引継ぎ等について確認をしあうことが必要な場合もあります。

なお、後見人への引継ぎについては、抗告期間を過ぎた後（審判書と併せて確定証明書がそろった時期）以降に行うのが良いでしょう。

第1章 申立ての実務

③ 継続対応の検討

市町村長申立ての必要な方は親族から協力を得られない・親族から虐待を受けている等、いわゆる困難事例と言われるものも多く、後見人が選任された後も、福祉サービスや公的機関の支援を必要とする局面が多いことが推察されます。

市町村に期待される役割は申立てだけでなく、申立て後の本人状況に応じて関わりを持ちつつ支援をすることです。関係機関等が集まるケア会議などは、今後の関係者の役割分担等を検討する良い機会になります。後見人と連携しながら地域で本人を支える仕組みを作っていくことについて、行政として引き続き支援を行っていくことについても十分検討する必要があるでしょう。

なお、本人死亡後の事務については、基本的に後見人の役割ではありません。後見人は相続人に対して清算事務（管理していた財産の収支計算）により引き渡す財産を確定し、その権利者（相続人）に報告・引き渡すことが役割となります。

その一方で、市町村長申立てを行った方の場合、親族との関係性が希薄な場合が多いことから、後見人の相続財産の引き渡しに困難な場合が想定されますので、親族の存否について、市町村で把握されている場合には、あらかじめ情報提供を行っておくとよいでしょう。

第2章 成年後見制度とは

1 成年後見制度の創設

(1) 後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な方の権利を保護し、支援するための制度です。

この制度は、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的として、平成12年4月1日から施行された民法の改正により創設されたもので、従来の民法（旧法）に規定されていた「禁治産・準禁治産」の制度に比べ、より柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度を目指して創設されました。

認知症の方や知的障害のある方あるいは精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上保護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約、遺産を分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質商法の被害に遭うなどの恐れも高いといえます。

そこで、成年後見制度では、このような判断能力の不十分な方々を保護し、また支援していくために、契約の締結などを代わって行ったり、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合にそれを取り消したりできるなどの権限を、支援者である成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人」という）に付与することで支援する仕組みになっています。

(2) 制度改正の経緯

平成12年4月1日から施行された成年後見制度は、民法（旧法）で規定されていた「禁治産者・準禁治産制度」を大幅に見直したものです。従来の「禁治産・準禁治産制度」では、対象者がある程度重い精神上的の障害のある方に限定され、保護の内容も画一的・硬直的であるとの指摘がありました。また「禁治産・準禁治産宣告」を受けた場合、その宣告を受けたことが戸籍に記載されることから関係者が制度の利用に強い抵抗を感じることもありました。さらに、制度の運営に時間や費用がかかり、当事者に負担をかけるなど、利用しづらいという問題もありました。

一方で、ノーマライゼーションの理念が社会に浸透するにつれて、自分のことは自分で決めて生活したいという「自己決定権」を尊重する動きが広がってきています。特に、社会福祉基礎構造改革においても、「措置」制度から「契約」制度へと、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換が図られています。これらの社会情勢を踏まえ、本人の状況に応じた弾力的で、かつ利用しやすい制度として成年後見制度が創設されました。

成年後見制度では、本人の多様な判断能力や保護の必要性に応じた、柔軟かつ弾力的な対応を可能とするために「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定しています。これらを法定後見制度といいます。特に「補助」の類型は、それまで対象とならなかった、軽度の精神上的の障害により判断能力が不十分な方のために新たにできた類型です。本人の意思を尊重しながら多様なニーズに応えられるように、本人の同意の下で特定の契約などの法律行為について支援を受けられることとしています。禁治産・準禁治産もそれぞれ「後見」・「保佐」と改められ、従来よりも使いやすくなりました。なお、準禁治産の対象であった心神耗弱者・浪費者のうち、単なる浪費者は除外されることになりました。

また、従来の「禁治産・準禁治産制度」において課題とされていた「禁治産・準禁治産宣告」の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、後見人の権限および新たに設けられた任意後見制度（後述）の任意後見契約の内容などを登記する「成年後見登記制度」が新設されました。さらに、配偶者が当然に後見人・保佐人になることとされていた規定の見直しや、福祉の観点から市町村長に後見等の申立てを認めるなどの改善が図られました。

第2章 成年後見制度とは

（3）現在のながれ～地域共生社会の実現と権利擁護支援の推進～

こうして財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支える成年後見制度が重要な手段として導入されましたが、制度を必要とされる方に十分に利用されていませんでした。これに鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月13日に施行されました。本法律の基本理念は

- ① 成年後見制度の理念の尊重
- ② 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- ③ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

の3つです。

さらに成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成29年3月24日に「第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）」が、令和4年3月25日には「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）」が閣議決定されました。

「第一期成年後見制度利用促進基本計画」のポイントは大きく下の3つです。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

なかでも、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が行われ、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が作成されました。後見人には本ガイドラインを踏まえた後見活動を行うことが期待されています。

そして、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を目指して、地域共生社会の実現のための市町村の役割が次の通り示されました。

- ◆市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ◆市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ◆市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ◆上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。
(厚生労働省：第二期成年後見制度利用促進基本計画 P25～P26参照)

2 法定後見制度と任意後見制度

(1) 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定し、本人あるいは配偶者または**4親等内の親族・市町村長**等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を後見人に選任する制度です。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等が必要な行為	（注2）	民法第13条第1項所定の行為 （注3）（注4）（注5）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法第13条 第1項所定の行為の一部） （注1）（注3）（注5）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為（注2）	同上 （注3）（注4）（注5）	同上（注3）（注5）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）

（注1） 本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2） 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます）をした場合には、仮に後見人の同意があったとしても、後で 取り消すことができます。

（注3） 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注4） 家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注5） 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

<民法第13条第1項>

- （1） 貸金の元本の返済を受けること。
- （2） 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- （3） 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- （4） 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- （5） 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- （6） 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- （7） 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- （8） 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- （9） 一定の期間（民法第602条に定めた期間）を超える賃貸借契約をすること。

第2章 成年後見制度とは

① 類型と特徴

後見類型

後見の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされています。これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

家庭裁判所によって後見が開始されると、後見人が選任され、後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

<日常生活に関する行為の範囲>

日常生活に関する行為の範囲については、成年被後見人の能力の程度、行為の性質、金額及び成年被後見人の財産の額や生活程度によって異なりますが、基本的には生活必需品の購入等に限定されると考えられます。

日常生活に関する行為

(具体例)

- ・食料の購入
- ・通常の衣料品の購入
- ・医療費、薬品代の支払い
- ・家庭雑貨の購入
- ・電車、バス、タクシー等の利用料の支払い
- ・若干の娯楽への支払い

日常生活に関する行為でない

(具体例)

- ・借財(少額も含む)
- ・高額な電化製品の購入
- ・クレジットカードの加入
- ・クレジットカードによる購入
- ・通信販売での購入
- ・訪問販売での購入
- ・割賦販売での購入
- ・電話による勧誘販売での購入

保佐類型

保佐の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為（民法第13条第1項）については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為は取り消すことができます。また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して代理権を付与し、あるいは同意権・取消権の範囲を拡張することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与及び保佐開始の審判により付与される民法第13条第1項に規定される同意権・取消権の範囲を拡張する審判には本人の同意が必要となります。

補助類型

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分ではできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等をするについて代理する権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないで行った行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。補助の対象者は、不十分なながらも後見及び保佐の対象者と比べると一定の判断能力を有しているので、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること、または本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査等を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与及び代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

後見人に対しては、家庭裁判所が監督するほか、必要があると認められる場合には、後見監督人（保佐監督人、補助監督人）が置かれることがあります。

第2章 成年後見制度とは

② 法定後見人の職務

選任

以前の「禁治産・準禁治産宣告」の制度においては、夫婦の一方が宣告を受けた場合は他の一方がその後見人あるいは保佐人になるという配偶者法定後見制度がありましたが、現在の成年後見制度では、従来の「配偶者法定後見制度」は廃止され、後見人になれる範囲が拡大され、家庭裁判所が職権により、個々の事案に応じて適切な方、あるいは法人を選任することができるようになりました（結果的に、配偶者が、後見人に選任されることもあります）。

家庭裁判所は、後見人を選任するにあたり、本人の心身の状態や生活の状況、財産の状況などのほか、後見人となる者の職業や経歴、さらには本人との利害関係の有無について考慮しなければならないとされ、また本人の意見、後見人となるべき方の意見を聴くこととされています。

後見人の役割

後見人の任務は、身上保護と財産管理です。そのために、本人に代わって契約の締結等を行うなどして支援したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりするなどして本人を保護するとともに、本人の利益を守ります。

義務

後見人は、その職務を行うにあたり、身上配慮義務として本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態及び生活状況に配慮しなければならないとされています。

解任事由

後見人が解任される事由として、民法第846条で、「後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる」と定めています。本人の権利を侵害するようなことや、将来にわたって後見事務に悪い影響を及ぼすような場合に、解任される事由とされます。

報酬及び費用

家庭裁判所は報酬の支払いについての審判申立てを受けた後に、後見事務の内容等を参考にして、「相当な報酬」額を決めます。なお報酬は本人の財産から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

③ その他

法人後見

法人後見とは、自然人（個人）では無く、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を後見人として選任することです。

後見人に選任する法人としては、社会福祉協議会・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、後見人の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等です。

家庭裁判所が法人後見の適格性を調査する項目として以下のものが挙げられています。

（資料集P30～P33）

- ① 欠格事由に該当していないか
- ② 本人との利害関係の有無(注1)
- ③ 法人の体制
- ④ これまで法人が後見人に選任された件数
- ⑤ 本人との間での金銭の貸借等
- ⑥ 法人が候補者となった経緯や事情
- ⑦ 本人の財産管理と身上保護に関する今後の方針、計画
- ⑧ 後見人の選任の手続きについて知っていること
- ⑨ 後見人の役割及び責任についての理解等

(注1)：施設を運営する社会福祉法人が施設利用者の成年後見人となる場合などは、利益相反に当たらないよう、事業部門を分けるといった見直しなどを検討します。仮に利益相反のおそれがあると考えられる場合は後見人等候補者事情説明書へ説明するとともに必要な書類を提出します。場合によってはその他の資料の提出を求められることもあります。

複数後見

複数後見とは、旧法において、後見人は1人でなければならないと規定されていたのに対して、成年後見制度では、必要に応じて複数の後見人を選任することができます。具体的に複数の後見人を選任する必要があると考えられる場合としては、以下のような場合が考えられます。

具体例 1) 財産管理の事務については弁護士等の法律専門家に、身上保護の事務については福祉専門家、または親族に分担させる必要がある場合等

具体例 2) 本人の日常生活上の法律行為に関する後見等の事務については同居の親族に、本人の遠隔地所在の財産管理の事務については同所在地の親族に分担させる必要がある場合等

複数の後見人が選任された場合、家庭裁判所は職権で、具体的な後見人の関係・後見事務の内容に基づき、数人の後見人として権限を共同行使することが望ましいか、分掌すべきであるかを判断します。

第2章 成年後見制度とは

監督体制

後見人に対しては、家庭裁判所が監督するほか、必要があると認められる場合には、後見監督人(保佐監督人、補助監督人)が置かれることがあります。

① 家庭裁判所による監督

法定後見が開始された場合、家庭裁判所は、選任された後見人に対しその事務についての報告を求めたり、あるいは本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、成年後見監督人を選任して監督にあたらせることができます。また、後見人が不正行為をするなどその任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所は後見人を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人を監督することになります。任意後見人にその任務に適しない事由があるときに、後見人、未成年後見人、監督人などの権限がある者の解任申立てがあると、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

② 成年後見監督人等による監督

家庭裁判所は事案に応じ必要があると認めた場合に、後見人を監督する成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人(以下「監督人」という)を選任することがあります。

監督人は、後見人の後見事務を監督し、報告や財産目録の提出を求めたり、必要な場合には後見事務を代行し、また後見人に対する解任を家庭裁判所に請求することができます。

③ 後見制度支援信託・支援預貯金

平成24年2月より、法定後見人または未成年後見人がついた認知症高齢者や未成年などの金銭の一部を信託銀行に信託する「後見制度支援信託制度」を開始しました。同制度は、成年被後見人または未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として法定後見人または未成年被後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことを言います。

令和4年の新たな利用数(成年後見・未成年後見)は822名、信託した金額の平均額は約4,157万円となっています。(最高裁判所「後見制度支援信託等の利用状況等について」より)

成年後見登記制度

「禁治産・準禁治産宣告」の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、後見人の権限および任意後見契約の内容などを登記する「成年後見登記制度」が設けられています。この登記制度は、後見開始等の審判がなされたときや任意後見契約の公正証書が作成されたときに、家庭裁判所または公証人からの嘱託(法律上の申請)によって、後見人の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。登記事項証明書の発行によって後見人であることが証明されます。また、後見人がついていない場合は登記されていないことの証明も行います。(登記事項証明書の発行を請求できる方の範囲は、制限されています。)

(2) 任意後見制度

① 契約のタイプとその特徴

任意後見制度は、判断能力があるうちに、あらかじめ後見人や後見事務の内容を契約（公正証書）により決めておく制度です。任意後見は、判断能力が不十分になった時点で、任意後見監督人が選任されてはじめて後見が開始されます。

【将来型】 任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見契約」のみを結び、将来、判断能力が低下した場合に備えるタイプ

【即効型】 判断能力が低下しつつある場合に、任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見契約」を結ぶ(注1)と同時に、任意後見監督人選任申立を家庭裁判所に行い、ただちに任意後見を開始するタイプ

(注1): 既に、判断能力が欠ける常況(法定後見の「後見」相当)の場合は、有効な契約を結ぶことが出来ないため、「任意後見契約」を結ぶことも出来ません。この場合は、任意後見制度の利用ではなく、法定後見制度の利用を検討しましょう。

【移行型】 「任意後見契約」とともに、「任意代理契約」(注2)を結び、その「任意代理契約」に基づく特定の法律行為の代理についての支援を受けるタイプ。

(注2): 任意後見制度に基づく契約ではなく、通常の委任契約です。よって、任意代理契約には、本人を支援する人(任意代理人)を監督する人はおらず、本人自身が任意代理人の支援内容・方法を監督(チェック)することになります。

② 任意後見人の職務

任意後見人の職務として、本人との委任契約(任意後見契約)によって委任された事項があります。

しかし、任意後見人には本人と締結した契約のみに留らず、「任意後見契約に関する法律」や民法に定められた義務もあります。具体的には次の内容などです。

本人の意思の確認および心身の状態・生活状況の確認

任意後見人には本人の心身の状態や生活状況に配慮する義務があります(任意後見契約に関する法律第6条)。したがって、医療や介護サービスなどの内容を確認する必要があります。

報告義務

任意後見監督人は任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告する職務があることが規定されています(任意後見契約に関する法律第7条第1項2号)。つまり、任意後見人は任意後見監督人に事務について報告の義務があると考えられます。

後見人の場合には、民法第853条に本人の財産調査・目録作成の義務が定められていますが、任意後見人には直接的な義務規定はありません。しかし、任意後見契約に定めがなくても、任意後見人は受任者として一般に要求されている注意義務を果たす義務があります(任意後見契約に関する法律第7条第4項、民法第644条)。そして任意後見人が職務を適切に遂行するには本人の財産状況を確認しておくことが重要なので、一般的には財産調査・目録作成は任意後見人の義務であると考えられます。

第2章 成年後見制度とは

3 市町村長申立て

(1) 役割と責務

市町村長は、判断能力が低下している認知症の高齢の方(65 歳以上)又は知的障害のある方、精神障害のある方について、判断能力の不十分な方に配偶者または4親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信不通の状態にあるなどの場合、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、法定後見開始の申立てをすることができます。これは、身寄りのない認知症の高齢の方などが、親族がいなために保護が受けられないという事態を防ぐために特に設けられたものです。

○老人福祉法第32条

○知的障害者福祉法第28条

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

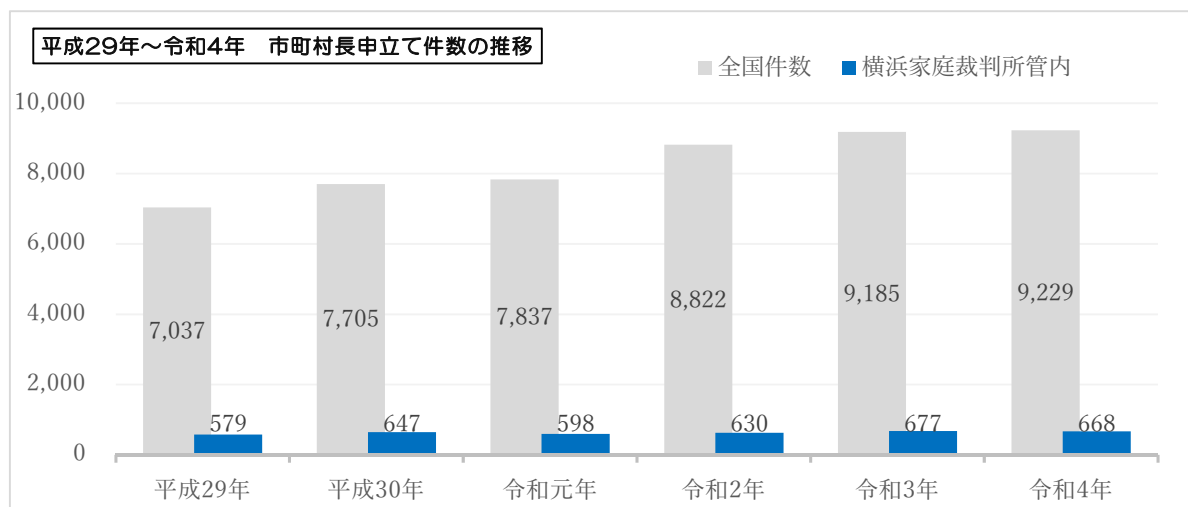
「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件になっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速・適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適正な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合は、迅速な保護が必要となりますので、市町村長が申立てをすることは、本人の保護のための行政の責務といっても過言ではありません。

○高齢者虐待防止法第28条

○障害者虐待防止法第44条

(2) 市町村長申立て件数

市町村長の申立て件数の推移は下表のとおり、年々増えており、全申立件数に対する割合も令和4年には23.3% にまで増加しています。今後も、高齢化・単身化の進行に伴い、市町村長の申立てはさらに増加することが見込まれます（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」よりグラフに加工）。



(3) 根拠法令

① 老人福祉法

老人福祉法第32条において、「市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」とされています。

② 知的障害者福祉法

知的障害者福祉法第28条において、「市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」とされています。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2において、「市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」とされています。

④ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第28条において、「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」とされています。

⑤ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第44条において、「国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」とされています。

第2章 成年後見制度とは

民法

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

第11条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第7条に規定する原因がある者については、この限りでない。

第13条第2項 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

第15条第1項 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第7条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

第17条第1項 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、第13条第1項に規定する行為の一部に限る。

第876条の4第1項 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

第876条の9第1項 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

～身上監護と身上保護～

民法第858条では「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と定めており、一般的に身上監護と呼んでいましたが、身上監護という言葉そのものが法律に規定されていたわけではありませんでした。しかし、成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念である第3条で「成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする」と定め、身上保護という言葉が法律で示されることとなりました。今後は身上監護と同じ意味で身上保護が使われることが多くなっていくと考えられます。